

桶川市高齢者補聴器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下により生活に支障を来している高齢者に対し補聴器の購入に要する費用の一部を補助することにより、日常生活でのコミュニケーションを確保し、社会参加の促進を図るとともに、認知症予防の一助とし、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条に規定する交付申請時において市内に住所を有する満65歳以上の者
- (2) 両耳の聴力レベルが40dB以上の者であって、耳鼻咽喉科を標榜^{ぼう}する医師により補聴器の必要性を認める旨の意見書を得ることができるもの
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による聴覚障害の身体障害者手帳の交付の対象とならない者
- (4) 第5条に規定する交付申請時において市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）の滞納がない者
- (5) この要綱による補助金の交付を受けていない者で、かつ、国又は地方公共団体が実施している他の制度による助成、補助等を受けていないもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（次項及び次条において「補助対象経費」という。）は、補聴器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）別表第1に規定する補聴器をいう。以下同じ。）本体1台分の購入費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は補助対象経費から除く。

- (1) 送料及び附属品の購入に要する費用
 - (2) 診察料、検査料等の受診費用
 - (3) 医師の意見書の取得に要する文書料等の費用
 - (4) 補聴器の修理及び保守に係る費用
 - (5) その他市長が補助対象経費に適さないと認める費用
- (補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の額とし、2万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補聴器を購入する前に、桶川市高齢者補聴器購入費補助金交付申請書(様式第1号)に、桶川市高齢者補聴器購入費補助金交付医師意見書(様式第2号)及び購入を予定している補聴器の見積書の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、桶川市高齢者補聴器購入費補助金交付医師意見書は、申請日前3か月以内に発行されたものに限る。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、桶川市高齢者補聴器購入費補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を行わないことを決定した場合は、桶川市高齢者補聴器購入費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が、当該決定の日以降に補助の対象となる補聴器を購入したときは、桶川市高齢者補聴器購入費補助金請求書(様式第5号)に当該補聴器の購入に係る領収書の写し、保証書の写しその他の補聴器の型式が確認できる書類を添えて、

速やかに市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに当該補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けた者があるときは、当該交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消し、又は返還を求める場合は、桶川市高齢者補聴器購入費補助金交付決定取消・補助金返還請求通知書(様式第6号)により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(台帳の整備)

第10条 市長は、補聴器の補助の状況を明確にするため、交付台帳を整備するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和8年5月1日から施行する。

2 第5条に規定する交付申請に関し必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。